

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の趣旨

本市では、2014（平成26）年3月に、環境の保全及び創造に関する基本計画である水戸市環境基本計画（第2次）（以下「前計画」という。）を策定し、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。このような中、地球温暖化の深刻化や外来生物の増加など、本市の環境問題を取り巻く情勢は、日々大きく変化し続けています。

世界では、2015（平成27）年9月に持続可能な開発のための2030アジェンダが採択され、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられるとともに、気候変動に係るパリ協定をはじめ、昆明・モントリオール生物多様性枠組など、環境問題に対する具体的な目標を設定しての取組が進んでいます。

また、国においては、環境保全とそれを通じたウェルビーイング（高い生活の質）が実現できる循環共生型社会の構築を目指す、第6次環境基本計画を2024（令和6）年5月に閣議決定しました。

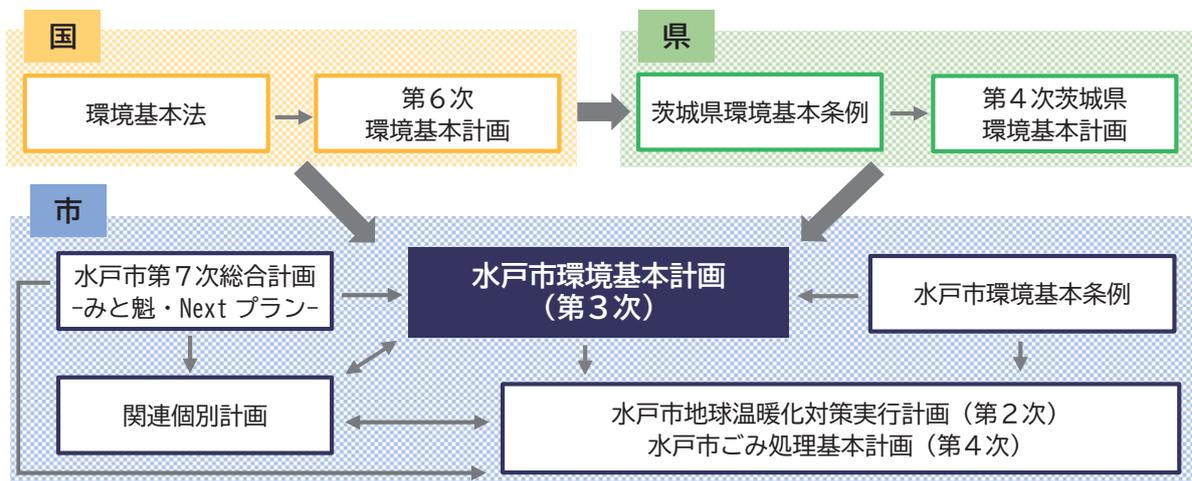
このような状況から、環境問題や経済・社会情勢に対応するため、SDGsの理念や国、県の計画を踏まえるとともに、水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－や水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）等との整合を図りながら、前計画を承継する水戸市環境基本計画（第3次）を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

本計画は、水戸市環境基本条例第10条に基づき策定するものです。水戸市第7次総合計画－みと魁・Nextプラン－の環境分野の個別計画に位置けるとともに、関連個別計画と整合を図りながら、水戸市地球温暖化対策実行計画（第2次）及び水戸市ごみ処理基本計画（第4次）の上位計画として、環境行政を総合的かつ計画的に推進します。

また、第6次環境基本計画や第4次茨城県環境基本計画を踏まえた計画とします。

図1 計画の位置付け



### 3 計画の対象

#### (1) 計画の対象地域

本計画の対象地域は、水戸市全域とします。

#### (2) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は次のとおりです。

対象範囲	
気候変動	温室効果ガスの削減による気候変動の抑制（緩和策） 気候変動の影響による被害の回避・軽減（適応策）
循環型社会	ごみの発生抑制・再使用・再資源化（3R）
自然環境	生物多様性の保全、水辺環境の保全・再生、緑の創出と保全
生活環境	大気・水・土壌環境等における公害の未然防止 歴史的、文化的景観の保全・形成、まちの美化
協働による環境保全	環境教育・環境学習の充実、環境活動

### 4 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2030（令和12）年度までの7年間とします。

※1 国、県、市の地球温暖化に係る計画の目標年度を踏まえ、2030年度までの計画とします。

※2 社会情勢の変化や制度改正等の状況を踏まえ、計画の見直しを検討します。

## 5 計画の推進主体

複雑・多様化する環境問題に対応していくためには、市民、事業者、市の協働による取組が重要となります。本計画では、水戸市環境基本条例における各主体の責務に基づき、市民、事業者、市がそれぞれの役割のもと、互いに連携・協力して計画の推進を図ります。

また、気候変動や自然環境など、広域で取り組むことが望ましい事項については、国や茨城県、いばらき県央地域連携中枢都市圏等での連携も含め、取組を推進していきます。

### (1) 市の役割

市は、市民や事業者との協働により、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、一事業者として、率先して環境保全に係る取組を実施します。

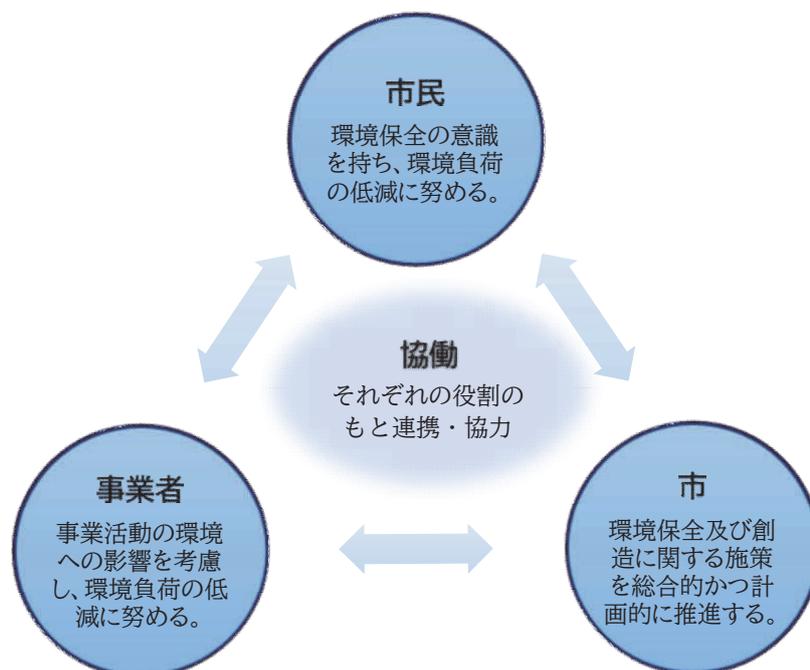
### (2) 市民の役割

市民は、その日常生活において、環境保全の意識を持って行動し、環境負荷の低減に努めるとともに、事業者や市との協働による環境保全に係る取組を実施します。

### (3) 事業者の役割

事業者は、その事業活動を行うに当たって、事業活動による環境への影響を考慮し、環境負荷の低減に努めるとともに、市民や市との協働による環境保全に係る取組を実施します。

図2 市民、事業者、市の関係



## 6 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

### （1）持続可能な開発目標（SDGs）とは

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015（平成27）年9月の国連サミットで、加盟国の全会一致で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに記載された、2030（令和12）年までに持続可能でより良い世界を目指すための国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

国においては、優れた取組を提案した都市をSDGs未来都市に選定するなど、SDGsを原動力とした地方創生を推進しており、地方公共団体においても、SDGsを踏まえた持続可能なまちづくりが求められています。

図3 持続可能な開発目標（SDGs）



（出典：国際連合広報センター）

### （2）本計画に主に関連する持続可能な開発目標（SDGs）

関連するSDGsのゴール	主に関連する対象範囲
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<p>気候変動、生活環境</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々への、包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>協働での環境保全</p>

 <p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p>	<p>すべての人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>自然環境、生活環境</p>
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>気候変動</p>
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）を推進する</p>	<p>気候変動</p>
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント※1）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>気候変動、循環型社会、自然環境、生活環境、協働での環境保全</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>	<p>循環型社会</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>気候変動</p>
 <p>14 海の豊かさ を守ろう</p>	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>循環型社会、自然環境</p>
 <p>15 陸の豊かさ を守ろう</p>	<p>陸上生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>気候変動、自然環境、生活環境</p>
 <p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ※2を活性化する</p>	<p>協働での環境保全</p>

※1 レジリエント (resilient) は、レジリエンス (resilience) の形容詞で、「弾力性のある」、「柔軟性がある」、「回復力のある」等を意味します。SDGsでは、被災等の困難な状況下で、外からのサポートを受けるだけでなく、速やかに自らが復旧する強靱な自己回復力という意味合いで使われています。

※2 政府、民間（企業）、市民社会におけるパートナーシップがグローバルレベル（国連や各国政府、多国籍企業や国際NGO）のみならず、地域（アジア太平洋地域、アフリカ地域等）でも、国内レベル（政府、経団連、大企業、中小企業、国内NPOやNGO）でも、さらには地方レベル（地方自治体、地場の中小企業や地方銀行、地元の市民団体、小中高大学等の教育機関）でも生み出されることが必要としています。